

浜 情 委 第 7 7 号  
令和4年12月19日

浜松市長 鈴木 康友 様  
(福祉総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年7月27日付け浜健福第259号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「過去全ての国民健康保険取得喪失手続きに係る申請記録とその文書」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第262号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が請求対象保有個人情報の一部について、保存年数の経過により保有しておらず、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものでないことを理由に不開示とした判断は妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 4 年 5 月 30 日 審査請求人は、「過去全ての国保得喪手続きに係る申請記録とその文書」の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）をした。
- (2) 令和 4 年 7 月 15 日 実施機関は、令和元年から令和 3 年までの間に届出がされた国民健康保険異動届を対象の保有個人情報として特定し、それ以前の文書は廃棄済みであるから不存在であるとして、保有個人情報部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和 4 年 7 月 25 日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和 4 年 7 月 27 日 審査庁は浜松市個人情報保護条例（平成 16 年浜松市条例第 28 号。以下「保護条例」という。）第 43 条第 1 項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求の趣旨  
浜健国第 382 号令和 4 年 7 月 15 日付けで通知した「保有個人情報部分開示決定通知書」における保有年数の経過による部分開示の決定を取り消す旨の決定を求める。
- (2) 審査請求の理由  
一部開示とした理由は、保存年数の経過では無いから
- (3) 反論書での主張  
浜松市は喪失した記号番号を繰り返し使用するなど、国民健康保険法に基づいた適正な事務を実施していない。また、文書保管期間（3 年）の規定はない。

## 4 実施機関の主張要旨

国民健康保険事業については、国民健康保険法に基づき適正に実施している。  
今回の国民健康保険資格取得喪失情報についても、法律の規定に必要な情報は正しく管理し、資格取得喪失に係る申請時の届出書類についても文書保管期間（3 年）までは

保存している。

なお、国民健康保険の保険者は平成30年度より静岡県及び浜松市で、保険者番号は政令指定都市のため行政区ごとに管理している。資格の取得及び喪失を繰り返しているにも関わらず国民健康保険証の（記号）番号を同じ番号で交付している点については、浜松市の番号は世帯単位に設定されていて、浜松市内であれば居住地を異動しても世帯が変わらなければ基本的に番号は同一で、別世帯になったときに番号を変えている。また、別世帯から以前の世帯に異動したときは、以前の世帯の記号番号を使用している。

以上のことから、保有個人情報部分開示決定処分は、法令に基づき正しく情報管理した上での決定であるため、不服申し立てについて棄却の裁決を求めるものである。

## 5 委員会の判断

### (1) 開示した保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報において、審査請求人は、「過去全ての国保得喪手続きに係る申請記録とその文書」の開示を求めている。

実施機関は、令和元年から令和3年までに届出がなされた国民健康保険異動届及びその添付文書を対象の保有個人情報として特定し、開示している。

### (2) 本件に係る法令の規定について

#### ア 保護条例第2条第4号について

保護条例第2条第4号では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。

#### イ 公開条例第2条第2号について

公開条例第2条第2号本文は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

### (3) 実施機関が特定した保有個人情報の妥当性について

審査請求人は、「過去全ての国保得喪手続きに係る申請記録とその文書」の開示を請求していることから、この保有個人情報がいかなるものかを検討する。

一般的に国保得喪手続の申請記録といえば、国民健康保険の加入又は脱退の手続の際に提出された届出書及びその添付文書を指すものと解される。この点、実施機関の文書の特定に誤りは認められない。

また、委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、国民健康保険資格取得喪失については、保存年数を3年とし、平成30年以前の文書については廃棄済みである。そのため、過去に届出がされた届出書のうち平成30年以前の

ものについては、保存年数が経過したため保有していないとして、部分開示決定をした決定理由にも誤りは認められない。

審査請求人は部分開示決定とした理由に誤りがある旨を主張しているが、いずれも国民健康保険法の交付手続に関する主張と理解されるものであり、本件請求の不開示理由の誤りを立証するものではないから、審査請求人の主張に意味はない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報の一部を保有していないことを理由に保有個人情報部分開示決定をしたことは妥当である。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

## 6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月27日	諮問書を受理した。
8月8日	審査庁から弁明書を受理した。
8月24日	審査庁から反論書を受理した。
11月8日	諮問の審査を行った。
12月12日	答申案の検討を行った。

### 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順